

令和4年12月第21回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和4年12月12日第21回互理町議会定例会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番 小野 一雄 2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進 4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子 7 番 鈴木 秀一

8 番 小野 明子 9 番 佐藤 邦彦

10番 木村 満 11番 森 義洋

12番 渡邊 健一 13番 澤井 俊一

14番 佐藤 正司 15番 鈴木 高行

17番 鈴木 邦昭 18番 佐藤 實

○ 不応招議員（1名）

6 番 大槻 和弘

○ 出席議員（16名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名）

不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	千 葉 文 彦
総務課長	齋 義 弘	企画課長	宍 戸 和 博
財政課長	大 堀 俊 之	税務課長	佐 藤 文 行
町民生活課長	鈴 木 秀 昭	福祉課長	佐 藤 育 弘
長寿介護課長	橋 元 栄 樹	子ども未来課長	岩 泉 文 彦
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	関 本 博 之	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	佐々木 厚	上下水道課長	齋 藤 秀 幸
会計管理者兼会計課長	岡 崎 詳 子	教育課長	奥 野 光 正
教育次長	南 條 守 一	教育総務課長	太 田 貴 史
生涯学習課長	片 岡 正 春	農業委員会事務局長	菊 地 邦 博
選挙管理委員会書記長	齋 義 弘	代表監査委員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	参事兼庶務班長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 5 号 亶理町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 3 議案第 5 6 号 亶理町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 4 議案第 5 7 号 亶理町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 8 号 亶理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 日程第 6 議案第 5 9 号 亶理町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 0 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第 6 1 号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 2 号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 6 6 号 土地売買契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 6 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 令和 4 年度亶理町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 1 号 令和 4 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 2 号 令和 4 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 2 0 議案第 7 3 号 令和 4 年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 令和 4 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 5 号 令和 4 年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度亘理町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 2 4 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度亘理町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 2 5 報告第 1 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 6 議発第 2 号 亘理町議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第 2 7 議発第 3 号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議 長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、6 番 大槻和弘議員より欠席の届出があります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 實議長） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、7 番 鈴木秀一議員、8 番 小野明子議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 5 5 号 亘理町個人情報の保護に関する法律施行条例

議長（佐藤 實議長） 日程第2、議案第55号 互理町個人情報の保護に関する法律施行条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第55号 互理町個人情報の保護に関する法律施行条例について説明いたします。

議案書は1ページからとなります。

今回の条例につきましては、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い個人情報保護法が改正され、各地方公共団体の個人情報保護に関する条例も、法令の下、全国共通のルールに定められました。

このため、本町においても現行の互理町個人情報保護条例を廃止し、新たに互理町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

第1条、趣旨では、法の施行に関し条例を定めるものと規定しております。

続いて、第2条第2項では、この条例における実施機関を、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めるものでございます。

第3条、費用負担については、これまでと同様に個人情報開示に関する手数料は無料といたしますが、コピーや開示文書の郵送等、交付に要する費用については負担してもらうというものでございます。

第4条、開示請求に対する決定等については、請求があった日から14日以内とし、事務処理上、正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができるものとしております。

2ページをお開きください。

第2条では、個人情報の適切な取扱いの確保のため、必要に応じ互理町情報公開・個人情報保護審査会等に諮問することができるものとしております。

3ページになりますが、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、経過措置については、守秘義務についてや既に開示請求手続が行われているものについては旧条例の例によるものとします。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） それではまず、第1問目なんですけれども、この条例は社会デジタル化に対応する個人情報の保護と社会インフラとしてのデータの活用、流通の両立のために個人情報の適正な取扱いを定めるという条例になります。

それで3点ほど、まずお伺いいたします。

第3条、費用負担、開示の手数料は無料とされ、情報の写しの交付費用は負担と条例にあります。どのような形状の記録媒体での交付を想定しているのか。そして、また料金体系はどのように考えているのかということがまず第1点。

次に、第4条なんですけど、開示請求に対する決定等で、開示請求はいかなる様式、方法をもって行うのか。

3点目なんですけど、保有個人情報の開示の際の本人確認です。重要な部分なんですけど、本人であることを示す書類の定義と、本人以外の代理請求ができる要件というものはどういったものなのか。まず、3点お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それではまず、第1点目の開示の手数料につきましては、これまでと同様でございます。紙媒体でのコピーをした場合は1枚当たり10円なり20円なりと規定で定めております。白黒とカラーとございますので、あと大きさにもよるかと思うんですけれども、ほぼ10円でやっているかと思っております。

それと、開示の様式については、こちらは紙媒体のものが主になると思うんですけれども、データでのやり取りというものは今のところ考えてはございません。

3点目の、本人確認については当然のごとく、その方が、請求者の確認ということについては、確認の方法、様々ございますけれども、例えばで言いますと免許証の確認とか、そういったものでの本人確認をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 次に、今回の改正については、デジタル社会の形成を図るための関係法律により個人情報の保護に関する条例が改正されたわけなんですけど、地方公共団体は1,000人を超える本人数に係る個人情報ファイル簿について、その目的

や取扱い項目を記した帳票を作成し公表することが今回義務づけられたわけです。

そこで、本町における1,000人を超える本人数のファイル簿の見積りはどれくらいあるのかということが1つ。

そして、1,000人に満たない本人数に係るファイルは今回義務づけられてはいないわけですね。そして、1,000人に満たない本数に係るファイルの数、この見積りと取扱いについてはどのように管理していくのかということでございます。この2点。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 今回定められました個人情報のファイル等の作成、公表ということでございますけれども、現在のところ、このファイルというものは存在いたしません。各課において、それぞれ様々な情報を持っておりますので、各課で今どのような個人情報を持っているのかというのを洗い出ししまして、そちらをファイル化したものを管理していくという形になりますので、数字的には幾ら持っているというものは今のところはお話しできません。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 3問目に入るんですけども、通常この条例が出てきた段階で、おおよそのファイル数の見積りくらいは行ってしかるべきではないかと考えたから、この質問を行ったわけです。そうでないと、各課に任せたといいふうなことになってしまえば、じゃあこの条例の意味とは何なのですかというふうなことになりますでしょう。ちゃんとここで1,000以上のファイルを義務づけなさいとなっているわけなんですから、各課にらせていますというふうな、やっぱりお返事は当たらないのではないかと思いますから、まあ、それはいいです。そのようなことなんでしょうから。

それで、第3問なんですけど、町として今後円滑な事務運営のために、保有する個人情報の適正な取扱いですね、これを現場でどのように取り扱うのか、安全管理基準ですね、そういったもののマニュアルとか要領とか、そういったものを作成して動かしていくというような考えはございますか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） まず、ご質問ではないようですが、一番最初におっしゃって

ただいた案件なんですけれども、この条例を作成する前に、各課においてどのようなファイル、情報があるかというものを調べてはおりますけれども、この制定については来年の4月1日からの施行ということでございますので、そちらに向けて今動いているということをお伝えしておきます。

もう一つのほうの安全管理については、当然重要な案件でございますので、こちらについては、個人情報の管理に関する適切な方法等を定めたものを今後つくっていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 亶理町個人情報の保護に関する法律施行条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 亶理町個人情報の保護に関する法律施行条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 亶理町情報公開・個人情報保護審査会条例

議長（佐藤 實議長） 日程第3、議案第56号 亶理町情報公開・個人情報保護審査会条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第56号 亶理町情報公開・個人情報保護審査会条例について説明いたします。

議案書については5ページからとなります。

この条例につきましても、先ほど説明申し上げました議案第55号と同様に、個人

情報保護法が改正されたことに伴うもので、これまでの審査会の役割に変更点が生じるため、現行の審査会条例を廃止し、新たに亙理町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

第2条、設置につきましては、第1号から第5号までの事務を調査、審議するために審査会を置くとしており、町及び議会の諮問に応じた調査、審議については従前のおりでございますが、個人情報の目的外利用等に関する事項の審議など法で規定されているものについては、今回の条例には規定されなくなっております。

第3条から、次ページになりますが、第5条に関しましては、現行条例とほぼ変更はございません。

第6条につきましては、用語の意義を定義しております。

第7条から第9条につきましては、審査会の調査に関する規定でございます。

第11条、罰則の規定につきましては、守秘義務違反の場合は1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処するというものでございます。

9ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

経過措置については、現行条例による審査会委員であるものを、新条例においても引き続き任命し、また施行日前に受けた諮問についても、新条例による審査会に諮問されたものとみなす規定でございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 亙理町情報公開・個人情報保護審査会条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 亶理町情報公開・個人情報保護審査会条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 亶理町情報公開条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第4、議案第57号 亶理町情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第57号 亶理町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は10ページから、新旧対照表は1ページからとなります。

今回の改正につきましても、個人情報保護法が改正されたことに伴うもので、法の規定と整合性が取れるよう一部改正するものでございます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第6条、開示請求の手續において、第2項として、開示請求書に形式上の不備があったとき、期間を設け補正を求めることができる規定を加えたものでございます。

次に、第7条、開示請求に対する決定等では、現行条例では開示決定等の期間を請求日の翌日から起算して14日以内としていたものを、請求日から14日以内と改めるものでございます。

2ページをご覧ください。

第16条の次に、第16条の2、第三者に対する意見書提出の機会の付与等として新たに追加する条項ですが、これは開示請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記載されているときに、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えるというものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第18条の2、審査会への諮問において、新たに第3項を規定するものです。これは、実施機関は審査会へ諮問した旨を審査請求人や開示請求者等に対して通知しなければならないとするものでございます。

議案書12ページに戻ってご覧ください。

附則として、令和5年4月1日から施行するものです。

経過措置については、施行日前に受けた開示請求については、新条例の規定を適用するものとなります。

以上で議案第57号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 互理町情報公開条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 互理町情報公開条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 互理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第5、議案第58号 互理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） それでは、議案第58号 互理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について説明をいたします。

議案書13ページをお開き願います。

互理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年互理町条例第19号）の全部を改める。

今回の改正につきましては、上位法であります法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴い、条例の全部を改めるものでございます。

内容につきましては、本日、別でお配りしております配付資料、亶理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の改正概要でご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。

まず、改正概要につきましては、現在の亶理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を、法律名変更に伴い、亶理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に名称を変更し、改正に伴う文言修正を加えまして、また手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項を追加、さらにオンラインの本人確認を可能とする条項を追加した内容となっております。

初めに、第1条関係でございます。目的でございますが、情報通信技術を活用した行政の推進に当たり、情報通信技術を利用するための格差の是正並びにオンラインによる行政手続等を行うために必要となる共通事項を定め、町民等が手続等をする際の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化、町民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

続いて、第4条関係、電子情報処理組織による申請等につきましては、個別の条例等で申請等に関する行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の条例等を改正することなくオンライン化を可能としておりまして、さらに署名や押印を義務づけているものについては、マイナンバーカードの利用や電子署名をもって代えることができることとしました。

そして、今回の改正により、納付書や手数料の納付の方法が規定されているものについても、オンラインによる電子納付ができることとし、第5条の電子情報処理組織による処分通知等についても、個別の条例等で処分通知等に関する行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の条例等を改正することなくオンライン化を可能としており、本条例で全ての条例の手続関係を包括するものとしております。

資料の裏面になりまして、第6条関係、電磁的記録による縦覧等については、個別の条例等で書面等を縦覧することが定められている場合でも、コンピューター等の電磁的記録に記録されている事項の縦覧や当該事項を用紙に出力したものの

縦覧をもって代えることができることとするものでございます。

第7条関係、電磁的記録による作成等については、個別の条例等で町の機関が、登録簿、台帳、調書等の書面等を作成または保存することとしているものについては、コンピューター等を利用した電磁的記録により行うことができることとしまして、さらに作成等を行う場合に署名や押印を義務づけているものについては、電子署名をもって代えることができることとするものでございます。

第8条関係、添付書類の省略につきましては、個別の条例等で申請等に当たり書面等を添付することが定められている場合でも、今回の改正によりまして、マイナンバーカードの利用や情報システムの整備により、添付する書面等の確認すべき事項を入手し、または参照することができる場合には添付することは要しないこととするものでございます。

第10条関係、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表につきましては、オンラインによる町民や事業所が町の機関に対して行うことのできる申請等または町の機関が行う処分通知等について、インターネットを利用した方法等により公表することとするものでございます。

議案書の19ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例につきましては令和5年1月4日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 亶理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 亶理町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 亶理町職員の定年等に関する条例の一部を改正
する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第6、議案第59号 亶理町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第59号 亶理町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は20ページから、新旧対照表は5ページからとなります。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正により令和5年4月から地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入されることとなったことから、改正法の施行に向けて条例の一部を改正するものです。

新旧対照表5ページをご覧ください。

今回の改正では、新制度に対応するため、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について条例で定める必要があるため、本則を章立てにし、題名の次に目次を付しております。

第1章は総則です。第1条、趣旨につきましては、改正法により条例に委任された事項を規定するものとなるため、法改正に合わせて条例に委任する旨を定めた規定を引用するための改正です。

続いて、第2章、定年制度、第3条、定年につきましては、本町職員の定年年齢を60歳から原則65歳に改正するものです。

6ページをご覧ください。

第4条は、定年退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定です。勤務延長制度については、定年引上げ前と引上げ後において、基本的な仕組みは変わりませんが、第1項ただし書として、管理監督職にある職員の勤務延長に関する規定を追加するものとなります。

新たな規定として、この後、第9条として追加となります勤務延長型特例任用及

び異動可能型特例任用により異動期間を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職にある職員については、勤務延長が可能な場合を、勤務延長型特例任用により異動期間を延長されている場合に限定する趣旨の規定となります。

7ページ下段から12ページ上段にかけては、第3章、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制になります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定となります。第1号で、亘理町職員の給与に関する条例、第2号で、亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する職と規定するもので、具体的には、課長、局長、理事、専門監、参事等の5級から7級の管理職を指します。

8ページをご覧ください。

第7条は、役職定年が適用する年齢を定める規定となり、国家公務員との均衡の観点から原則60歳と定めるものとなります。

第8条は、役職定年を行うに当たり降任等を行う際に遵守すべき基準について定める規定となります。

9ページをご覧ください。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への委任の特例を定める規定です。勤務遂行上の事情や勤務の特殊性といった特定の職員に着目した勤務延長型特例任用について定めるもので、特殊な技能が必要な職務や、特別な企画の継続の必要があり、担当する職員の交代が業務の遂行上の重大な障害となる特別な事情がある場合等に該当する場合、職員の異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができるといった内容を規定しております。

12ページをご覧ください。

第10条は、任命権者は前条の規定により異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に転任等をさせる場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない規定になります。

第11条は、任命権者は第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に、当該延長期間の延長の事由が消滅したとき、当該職員を他の職へ降任をしなければならない規定です。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定です。定年前再任用短時間

職員は、定年前に退職した職員を短時間勤務の職員として採用することができるもので、年齢60歳以上の退職者を定年前再任用短時間職員として採用できることを規定するものです。

13ページをご覧ください。

第13条は、新法の規定により組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間職員の任用が可能とされているため、本町の場合は亘理地区行政事務組合等の年齢60歳以上退職者を町の定年前再任用短時間職員として採用できるよう条例に定めるものです。

次に、附則の追加事項として、附則第3項は、定年に関する経過措置を規定するもので、本則第3条の改正により定年を65としましたが、段階的に引き上げることとなるため、表に掲げる期間の区分に応じて定年を読み替えるものでございます。令和5年4月1日から令和7年3月31日まで61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日まで64年となります。

それでは、議案書28ページにお戻りいただきます。

附則第1条として、この条例の施行日については令和5年4月1日からとなります。なお、第2条以降については、今回改正となった条例の経過措置となりますので省略いたします。

以上で議案第59号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 亘理町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 亶理町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第7、議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

議案書は38ページからとなります。新旧対照表は15ページからとなります。

今回の改正につきましても、定年延長制度に伴うもので、本町における各条例において、新制度と整合性を図るため整備するものでございます。

第1条改正、亶理町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

第2条改正、亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

第3条改正、亶理町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。

第4条改正、亶理町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正。

第5条改正、亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第6条改正、亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第7条改正、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。

第8条改正、亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第9条改正、亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第10条改正、亶理町職員の給与に関する条例の一部改正。

第11条改正、亶理町職員等の旅費に関する条例の一部改正。

第12条改正、亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

第13条改正、亶理町職員の再任用に関する条例の廃止。

以上、13の条例につきましては、それぞれ地方公務員法改正に伴う文言の整理や法の運用箇所の改正となっておりますので、詳細説明については省略いたします。ただし、第10条改正、亶理町職員の給与に関する条例の一部改正の中で、当該職員が60歳に達した以後、いわゆる役職定年後は給与月額を7割程度とするといった規定がございますので申し添えます。

議案書47ページにお戻りください。

附則として、この条例の施行日については令和5年4月1日からとなります。

なお、第3条以降については、今回改正となった各条例の経過措置となりますので省略いたします。

以上で議案第60号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第8、議案第61号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件

を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第61号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は52ページから、新旧対照表は44ページからとなります。

今回の改正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定が実施されたことに伴い、本町においても職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の人事院勧告については、月例給については、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、及び特別給、いわゆるボーナスについても引き上げるものとなります。

人事院勧告の改正の背景については、月例給で4月時点において民間給与と国家公務員給与を比較し、民間給与が平均額921円、0.23%上回っているものとなっています。また、特別給、ボーナスにおいても民間の支給割合が4.41月に対し、国家公務員の支給割合が4.30月と、0.11月分上回るものとなっており、この差を埋めるための改正を行うものとなります。

説明については、新旧対照表の44ページをご覧ください。

第1条改正、亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

初めに、第17条、勤勉手当につきましては、第2項第1号において、12月の勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げるもので、アンダーラインの部分、現行100分の95から、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105に改正するものです。

第2号では、再任用職員の12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、アンダーラインの部分、現行100分の45から、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50に改正するものです。

また、議案書52ページに戻っていただきまして、中段からとなりますが、別表第1、第3条関係、行政職給料表を改めるものとなります。表につきましては、52ページから58ページ中段までとなります。

なお、給料表においては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度に係る初任給で3,000円、高卒程度で初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、20代半ばに重点を置き、30歳代後半までが在職する号俸について、所要の改定を行っております。

続いて、再び新旧対照表に戻っていただきまして、45ページをご覧ください。

第2条改正、同じく亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第17条第2項第1号、現行、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を100分の100に改正するものについては、44ページの第1条改正で、12月の勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げたものを令和5年度の6月と12月に振り分ける内容となります。

また、同じく第2号では、再任用職員についても現行、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を100分の47.5に改正するもので、令和5年度の6月と12月に振り分ける内容となります。

ここでまた議案書59ページをご覧ください。

第3条改正、亙理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、こちらの改正につきましては、会計年度任用職員関係条例についても今回の給与条例の改正に合わせて改正するもので、別表第1、第4条関係を59ページから61ページのとおり改正するものでございます。

議案書61ページ下段になりますが、附則として、この条例の施行日については公布の日からとし、ただし第2条改正の規定については令和5年4月1日からとなります。

以上で議案第61号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番、鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今回このような形に上がるということですがけれども、亙理町の令和4年のラスパイレス指数、もし分かりましたらお願いします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 最新の数字で申し上げますと、94%ぐらいだったと記憶しております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 最新、これは令和4年ということによろしいんですか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 令和4年はまだ出ていないと思いますので、令和3年の数になると思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 一応私も調べましたら、令和3年は93.8%となっておりますね。

そしてまた、令和2年ですと93.5%、徐々に上がっていると。こういう形で、職員もやる気を起こさせるような形でやっていただければと思うわけでございます。

令和5年はまだ分からないということでもいいですね。今ここに、令和5年からということになりましてけれども、その計算はしていないと、こういうことですね。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 亶理町職員の給与に関する条例及び亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第9、議案第62号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第62号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は63ページから、新旧対照表は46ページからとなります。

この改正につきましても、人事院勧告に伴い関係条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表46ページをご覧ください。

第1条改正ですが、第4条第2項において、期末手当について100分の162.5を100分の167.5に改正し、支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

また、第2条改正では、100分の167.5を100分の165に改正し、今回の引上げ分をならし、6月と12月の期末手当をそれぞれ1.65月とするものでございます。

議案書63ページにお戻りください。

附則として、この条例の施行日については公布の日からとし、ただし第2条改正の規定については令和5年4月1日からとなります。

以上で議案第62号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のと

おり可決されました。

日程第10 議案第63号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第10、議案第63号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） それでは、議案第63号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、改正の趣旨につきましてご説明いたしますので、本日、別冊にお配りしておりますA4判1枚物の資料をご準備願いたいと思います。

現在、町税につきましては地方税法により、諸収入金につきましては地方自治法の規定により、期限内に納付いただけない場合、納期限後20日以内に督促状を発布することが義務づけられております。その目的につきましては、債務の履行請求、自主納付の喚起のほか、滞納処分的前提条件ともなっております。期限内に納付義務を果たしている方との公平を図り、税収の確保を達成するものとなっております。

一方で、督促手数料につきましては、地方公共団体の条例により徴収することができる任意規定となっております。本町におきましては現在、条例で定めて、1件当たり100円の督促手数料を徴収しております。

このような中で、町税におきまして、令和5年4月より全ての地方公共団体におきまして、地方税等の収納の効率化、電子化に向けた取組といたしまして、地方税統一QRコードに対応した納付書の作成が義務づけられておりました。このQRコードを利用した、窓口、スマホアプリ納付、クレジット利用等の納付情報が、地方税共同機構が運営するeLTAxの共通納税システムを経由しまして地方団体へ送付されるような新たなシステムが構築されるため、本町におきましても来年度のサービス開始に向け各種準備を進めております。

当該QRコード導入に伴いまして、本町の指定金融機関から、裏面に参考イメー

ジ図が入っているんですけども、そのイメージのとおり、窓口で受付した納付書を事務センターにある集中処理システムによりQRコードの読み取り処理を行うことから、督促状発送後に、現在行っております窓口での当初納付書への督促手数料の追加記載による収納を廃止する旨の納付書の取扱いにつきまして通知があったことを受けまして、指定金融機関と収納代理金融機関、また会計課窓口納付等での取扱いの差が生じ、当初の納付書を使用して納付いただいた場合には、督促手数料を徴収するための納付書を改めて作成し、送付した上で、再度納付していただく必要が生じまして、再発送にかかる費用等が増加するほか、事務の煩雑化、納付者にも分かりづらくなること、またコンビニ納付、スマホアプリ納付、令和5年4月から開始される共通納税システムを利用した電子納税におきましても、督促状発付後は当初納付書が使用できず、督促手数料を加算した再発行納付書が必要となってくること等から、事務の効率化及び納税者の利便性向上を図るため、総合的に判断いたしまして、令和5年度から町税における全ての税目における督促手数料の廃止、町税以外の督促手数料につきましても、町民の方に不要な混乱等を生じさせることがないように、取扱いを町税と同一とし、廃止するものでございます。

なお、督促状の発送につきましては地方税法等で義務づけられていることから、これまでどおり行い、既に発生している督促手数料につきましては従前のとおり扱いとなります。

続きまして、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の48ページからになりますので、ご準備願います。

第1条につきましては、互理町町税条例の一部改正となりまして、条例中の督促手数料についての規定を削除するものでございます。

続きまして、49ページをご覧ください。

第2条につきましては、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてでありまして、現行の題名中、督促手数料を互理町税外収入金の督促に改め、条例中の督促手数料についての規定も削除するものでございます。

続きまして、50ページをご覧ください。

第3条につきましては、互理町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでありまして、条例中の督促手数料に関する規定を削り、先ほどの改正条例第2

条によります条例名の変更に伴う引用条例の名称変更の改正を行っております。

続きまして、51ページをご覧ください。

第4条につきましては、亶理町看護学生修学資金貸付条例、次ページの52ページ、第5条につきましては、亶理町国民健康保険出産費貸付条例の一部改正についてでございますが、こちらにつきましても同様に改正条例第2条による引用条例の名称変更に伴う改正を行っております。

続きまして、53ページになりますが、第6条につきましては、亶理町介護保険条例、54ページの第7条につきましては、亶理町道路占用料条例、55ページの第8条につきましては、亶理町公共物管理条例の一部改正を行っております。こちらにつきましては、条例中の督促手数料に関する規定を削りまして、また改正条例第2条による条例名変更に伴う引用条例の名称改正を行っております。

続きまして、56ページをご覧ください。

第9条につきましては、亶理町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、条例中の督促手数料についての規定を削除しているものでございます。

続きまして、57ページをご覧ください。

第10条につきましては、亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正になっております。こちらにつきましては、条例中の督促手数料に関する規定を削りまして、また改正条例第2条による引用条例の名称変更に伴う改正を行っております。

次に、議案書68ページをお開き願います。

本改正条例の附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日とし、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に、納期限の到来した歳入に関し発した督促状につきましては、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による旨を定めるものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 督促状手数料は、督促状を発送した場合の義務費として徴収することができるというものでございます。ただいま説明にありましたとおり、町税

の納期限、納付されなかった場合に、納期限から20日以内に督促状を発出するというように法律で定められております。

そこで、昨年の督促状の発送件数と督促手数料の徴収額は幾らあったのか。お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） お答えいたします。

令和3年度、督促状の発送件数につきましては、町税、国保含みで1万1,169件の発送となっております。なお、額なんですけれども、令和3年度一般会計の町税の手数料で68万300円、国民健康保険の特別会計におけます督促手数料につきましては36万3,930円の、町税につきましては104万4,230円となっております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 廃止に伴って104万円ほど合計で、それがなくなるわけですが、条例の説明に事務負担軽減ということで、これからの電子化に対応した手数料廃止したということですが、事務負担軽減とありますけれども、廃止することで得られる効果、収入は104万円ほど入ってくるわけですが、これを廃止して、さらに得られる効果というんですか、そこを教えてください。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 督促手数料が廃止された場合、事務負担の軽減の効果なんですけれども、軽減された場合には、督促手数料は徴収しないんですけれども、滞納者に対する滞納処分の強化、また、さらにその効果によります時間によって納付相談の充実を図り、また、今後さらに増えてくる納付方法の拡大等に係る調査研究等も今後進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 滞納整理、債権の管理のほうに力が注がれるということですが、町税の確保、徴収に力を入れていただきたいと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第64号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第11、議案第64号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（鈴木秀昭課長） それでは、議案第64号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の69ページをお開き願います。

亶理町手数料条例の一部を次のように改正するというので、今回の改正につきましては、現在コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機、こちらで個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを用いて各種証明書を交付するコンビニ交付サービスを令和2年3月から実施しておりますが、住民サービスの向上を図ることを目的として、多機能端末機による交付手数料額を減額するための条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、58ページをお開き願います。

別表中、手数料の種類、その他の税に関する証明の交付の手数料額300円の次に、「ただし、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては200円」を加え、同表中の「戸籍法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」、続いて「印鑑に関する証明」、その下段になりますが、「住民票（広域交付を含む。）及び戸籍の附票写しの交付」、次のページになります。「住民票世帯全員（広域交付を含む。）写しの交付」のそれぞれの手数料額の次に、「ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、200円」を加え、多機能端末機を利用した場合の手数料額を規定するものでございます。

議案書71ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、この条例は令和5年1月4日から施行するものでございます。

以上で議案第64号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 亘理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 亘理町手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 工事請負契約の締結について

議長（佐藤 實議長） 日程第12、議案第65号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、議案第65号についてご説明させていただきます。

議案書の72ページをご覧ください。

議案第65号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

事業名は、令和3年度（地道交）町道西郷東郷線道路改良工事（繰越）です。

請負金額が4,832万3,000円、契約の相手方は亶理町逢隈高屋字中原39番地1、株式会社太田工務店です。

なお、この入札においては総合評価落札方式により実施しており、評価値合計点については103.05点でした。

工事の概要につきましては、隣の73ページの資料をご覧ください。

初めに、入札年月日は令和4年10月21日、入札の方法は条件付き一般競争入札です。なお、設計金額が5,000万円以上であり、入札価格及び価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認められる工事であることから、先ほども触れましたが、今年度から再開しました総合評価落札方式により実施しております。

条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けている業者です。

入札参加業者につきましては、記載にありますとおり、芦名組、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、S S スチール開発の町内10社となっております。

入札回数については1回、工事場所は亶理町字鹿島地内ほかとなっております。

6の工事内容につきましては、75ページの位置図にありますとおり、幅員9.5メートル、延長177メートルの町道西郷東郷線の道路改良工事であり、排水工、函渠

工、舗装工において、記載の仕様により施工するものです。

参考としまして、76ページ以降に計画平面図、標準横断図を添付しておりますので参照願います。

74ページに戻りまして、工期につきましては令和4年12月13日から令和5年3月24日までと設定しております。

以上で議案第65号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番、鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今回は総合評価落札方式ということで、これは中小ゼネコンにとっては非常にチャンスではないかと私は思います。

この点でちょっと1点お聞きしたいんですが、この評価点数化、点数103.05点ということですが、今回の町道西郷東郷線の道路改良工事、提案内容のどこを評価して、どのように数値化したのか。もし分かれば答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 議員、総合評価の関係についてお伺いしているものと思えます。（「そうです」の声あり）総合評価につきましては、どこを評価してといたしますが、価格点と、あとは価格以外の評価を基に点数を決めるものになりまして、価格点を満点で80点、価格点以外のものを、例えば企業の評価であったり、地域貢献、社会貢献、そういったものを25点満点ということで、合わせて105点満点ということで審査しております。

その結果、今回につきましては103.05点ということでの最高の合計点ということでの落札決定となったものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ということは、数字で表現されない項目、要するに、あったということか、なかったのか。その点お聞きします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 数字以外での評価ということではなくて、あくまでも数字での評価ということになります。価格点については、もちろん入札した金額を点数化しまして、価格点以外のものについては、その企業におけるいろんなポイント

ということで、こういったことを行っている、やっていないということでの点数化に基づいての合計点ということになります。

以上になります。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。11番、森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 併せて、今の質問にちょっと追加でお聞きしたいんですけども、総合評価制度の価格評価点以外の評価点、こちらの内訳というものは公表されるのでしょうか、公表されないのか。お願いします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 価格点以外の25点のうちの評価項目になりますけれども、公平性を期するために、こちらは全て公開します。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 土地売買契約の締結について

議長（佐藤 實議長） 日程第13、議案第66号 土地売買契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第66号 土地売買契約の締結についてご説明いたします。

議案書の79ページをお開き願います。

議案第66号 土地売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業名につきましては、亘理中央地区工業団地企業誘致事業です。

所在地が、亘理町逢隈高屋字堂田42番20。面積が2万2,678.01平方メートル。

契約金額が3億2,883万1,145円。

契約の相手方が、広島県福山市津之郷町大字津之郷258番地の4、日本ホイスト株式会社です。

11月に入りまして、土地の売却協議が調い、11月7日に土地売買仮契約を締結しております。今回、企業側に売却する土地の明細につきましては、80ページの資料をご覧ください。

所在地、地目、面積の順に記載しております。

売払い単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円で、これまでの工業団地の売渡し単価と同額でございます。

81ページの上段に位置図、下段に具体的な箇所を示しております。今回売却する区画は、亘理中央地区工業団地内、宮城製粉株式会社北側、赤枠で囲った区画でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 土地売買契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 土地売買契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第67号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實議長） 日程第14、議案第67号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 議案第67号 町道の路線認定について説明申し上げます。

議案書の82ページをお開き願います。

町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

今回の町道の路線認定につきましては、一般県道吉田浜山元線の区間見直しに伴い一部区間が町道に移管されるため、新たに認定するものです。

下記の表に移りまして、路線番号886、路線名、南上砂浜線、起点、亘理町吉田字南上2地先、終点については、吉田字砂浜2の146地先で、幅員は4.6メートルから23.2メートルで、延長は1,108メートルとなります。

場所につきましては、83ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で、矢印が終点となります。

以上で議案第67号についての説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第68号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實議長） 日程第15、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） なお、当局から指定管理者選定委員会の経過について、補足説明の申出がありますので、これを許可いたします。企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） それでは、指定管理者選定委員会の経過につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の議案第68号及び議案第69号の公の施設における指定管理者の指定につきましては、令和4年10月28日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、それぞれの団体が選定され、その内容について委員会より答申をいただいているところでございます。

以上、報告させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） それでは、議案第68号についてご説明いたします。

議案書は84ページになりますのでお開き願います。

議案第68号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、亘理町B&G海洋センター艇庫。

指定管理者となる団体につきましては、亘理町荒浜字鳥の海7番地6、特定非営利活動法人海族DMCでございます。この団体につきましては、令和元年度から業務を委託している団体でございます。

指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、木村 満議員。

10番（木村 満議員） まず初めに、2点伺います。

この指定管理者制度を公募型でやったということが、ちょっと私の中で初めてだったかなと記憶しているんですけども、こちらになった経緯、そして流れですね、今、企画課長から説明があったんですけども、もっと具体的にその流れ的なもの、選定に至るまでの流れとか教えていただきたい。

それと、どういったところを評価されて、こちらの指定管理に至ったのか。この2点お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） それでは、これまでの流れということでご説明させていただきます。

まず初めに、6月の議会で条例改正を議決いただきました後に、まず令和4年8月22日に第1回目の指定管理者選定委員会を開いてございます。その中で、管理者の募集要項案及び仕様書の案、その説明をさせていただいてございます。その後、艇庫の視察ということで、現地の視察に行ってくださいまして、帰ってきてから、もう一度、募集要項案と仕様書案についての審議をいただきまして、承認いただいたところでございます。

その後、町ホームページにおきまして募集を開始してございます。期間につきましては、令和4年8月26日から令和4年10月21日まで約2か月間の募集受付をしてございます。

次に、9月27日に艇庫において現地説明会を実施してございまして、そのときには募集要項及び指定管理者に関する仕様書と条例関係、あと艇庫の備品関係、あとレクリエーション指導員の養成研修等についてのご説明をさせていただいております。このときは、海族DMCを除く2団体がおいでいただいております。

その後、令和4年10月3日に第2回目の選定委員会を開催しまして、指定管理者選定に係る選定基準について審議をいただいております。大きくは5点ほどになりますけれども、利用者の安全確保と平等な利用及びサービスの向上が図られるかどうか。それと、公施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。適切な維持管理と管理経費の縮減が図られているか。あとは、施設の管理を安定して行う能力を有しているか。最後に、自主財源による業務提案についてという大きくはこの5点についての選定基準ということで審議いただきまして、ご承認いた

だいております。

10月7日に今度、プレゼンテーション審査に係る選定基準を町ホームページに公開しまして、10月24日にプレゼンテーションの実施についての通知を行っております。

最後になりますけれども、10月28日に第3回目の選定委員会を開催しまして、プレゼンテーション及び候補者の選定について審議いただいたという流れでございます。

最後に、11月4日に指定管理者選定委員会から答申を受けてございまして、最後に、11月7日に、提案のあった2業者に審査結果を通知しまして、あとホームページにも審査結果を公開したというような流れでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） その中で、安全性というところも評価基準に入っていたということなんですけれども、そこで、そこを開館するに当たって、常時何人ぐらい配置しておくというような基準になっているのかということと、あと開館日についてお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） あちらの管理につきましては、最低でも常時3人以上の体制を取ることを基本としてございます。

また、開館日につきましては、基本的には今年度と同様に水曜日から日曜日及び祝日を開館ということで、月曜日、火曜日を休館とし、週休2日制にしたいと考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 次に、ちょっと町の今度は関わり方についてお伺いします。

常時3人ということだったんですけれども、こちらの常時3人の安全確保に対して、町でどのようにチェックをしていくのかということが1つ。

それから、指定管理において、費用負担ですね、消耗品とか修繕費とか、あとは大規模修繕もあるかもしれないんですけれども、そういった費用について、町とこの指定管理者の間ではどのように負担していくのか。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） チェック体制につきましては、毎月の業務報告の中で出勤状況等をチェックしていくようになります。

また、艇庫に係る経費、先ほど消耗品等の話がありましたけれども、それにつきましては全て指定管理者で支払うということになります。ただし、大規模な修繕の場合につきましては、町と指定管理者で協議することになります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第69号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實議長） 日程第16、議案第69号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。

議案書85ページをお開き願います。

議案第69号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定

により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、亶理町逢隈児童館。

指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号、社会福祉法人宮城県福祉事業協会でございます。これまでと同じ法人でございます。

指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第70号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤 實議長） 日程第17、議案第70号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、議案第70号についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第7号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第70号 令和4年度亘理町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度亘理町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,552万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億659万6,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるとするものです。

続いて、第3条ですが、第3条につきましては地方債の補正になりますが、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるとするものです。

それでは初めに、歳出予算からご説明いたします。

予算書の19ページ、20ページをお開き願います。

なお、説明につきましては金額の大きいものを中心に、主なものについてご説明させていただきます。

まず初めに、各款にわたり職員人件費の補正を行っておりますが、これは人事異動などに基づく追加及び減額の補正になります。

それでは、2款総務費になりますが、初めに下段、1項1目細目4一般管理経費につきましては、いじめ問題再調査委員会の継続が必要となったことから、委員報酬及び費用弁償費として合わせて70万3,000円を追加補正するもののほか、9月補正において予算計上した今泉公会堂改修に係る補助金について、事業費が増嵩する見込みであることから、集会所建設事業補助金69万2,000円を追加補正するものです。

次に、21、22ページ、中段6目細目7公民連携推進事業費につきましては、ブルーツーリズム推進支援事業として、荒浜島の海における国内外からの交流人口拡大に向けての環境整備を行うもので、海水浴場の駐車場やサーフィン駐車場といった周辺駐車場及び園路の舗装工事を行うほか、多言語に対応した案内看板を設

置する費用として、総額9,200万円を追加補正するものです。

12目細目6まち・ひと・しごと創生推進基金費につきましては、民間提案制度で採用した文化財公開活用型システム構築事業に対し1,000万円の企業版ふるさと納税を受けたことから、今年度の事業費を超える部分の400万円について基金に積立てするものです。

続いて、25、26ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、1目細目3戸籍住民基本台帳事務経費において、住民サービスの向上を図るため、1階窓口へのキャッシュレス決済対応レジの導入委託料として300万円を追加補正するものです。

また、細目4住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費につきましては、マイナンバーカードに係る申請、交付事務が急増しており、それらに対応するための職員人件費及び事務費等として369万3,000円を追加補正するものです。

次に、3款民生費をご説明いたします。

27、28ページをお開きください。

中段の1項1目細目4国民健康保険特別会計経費及び一番下の3目細目5介護保険事務経費につきましては、それぞれの特別会計の補正予算に基づき、繰出金について減額または追加補正するものです。

次に、29、30ページ、7目細目3障害者福祉費につきましては、障害福祉サービス費が年々増加傾向にあることや、新たなグループホームや就労継続支援事業所が開所したことなどに伴い、扶助費について3,218万円を追加補正するものです。

8目細目7被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、今年の3月に発生した福島県沖を震源とする地震で被災した方々に対する町独自の支援金を支給する事業になりますが、これまで計上した予算に不足が見込まれることから227万5,000円を追加補正するものです。

続きまして、下段、2項の児童福祉費になりますが、31、32ページ、1目細目8障害児福祉事業経費について、新たな通所施設の開設などに伴い施設利用者が増加しており、その施設給付費として5,193万7,000円を追加補正するもののほか、下段の細目27子育て世帯物価高騰対策支援事業費においては、物価高騰に苦しむ子育て世帯を支援するため、18歳以下の子ども1人当たり1万円を給付する子育て世帯物価高騰対策支援臨時給付金5,020万円を追加補正するものです。

続きまして、33、34ページから、次のページにかけてになりますが、3目細目4保育所管理経費につきましては、燃料費高騰に伴う燃料光熱水費を追加補正するほか、鹿島保育所の空調設備改修工事費として320万3,000円を追加補正するものなどです。

4目細目4保育園経費につきましても、高騰する燃料費に対応するため、町内の民間保育施設に対し、私立保育園等運営事業費補助金として163万3,000円を追加補正するものです。

民生費の最後になりますが、中段、3項1目細目4災害救助経費につきましては、3月に発生した地震により被災した方々への住宅応急修理に係る修繕料に不足が見込まれることから121万1,000円を追加補正するものです。

続きまして、4款衛生費です。4款衛生費につきましては、人件費の補正が主なものにはなりますが、それら以外のものにつきましては、1項1目細目8保健福祉センター管理経費において、今般の燃料高騰に伴う燃料光熱水費220万2,000円を追加補正するほか、35、36ページから、その次のページにかけての2目細目7母子保健対策経費において、乳幼児健診等に使用する屈折検査機を導入するための経費として備品購入費154万円を追加補正するものが主なものです。

続いて、41、42ページをお開き願います。

農林水産業費につきましては、初めに1項6目細目10土地改良施設維持管理適正化事業費において、今年度予算において荒浜第2排水機場1号除じん機の修繕工事費を計上しておりますが、操作盤の改修など2号除じん機についても修繕が必要となったことから299万円を追加補正するものです。

次に、細目14多面的機能支払交付金事業費についてですが、亙理荒浜及び吉田地区の保全隊から令和3年度の実績に基づく返還金があったことから、国及び県への返還金として417万6,000円を追加補正するものです。

また、6目細目17圃場整備推進対策経費につきましては、吉田東部2期地区内で創設した畑地の一部に石礫が混入していることから、その除去に要する経費の補助を行うもので、被災農地再生支援事業補助金440万円を追加補正するものです。

次に、7款商工費ですが、商工費につきましては、ページの下段から、次のページになりますが、1項2目細目3商工振興事務経費における中小企業振興資金預託金について、町内の一部の金融機関での融資枠が限度額に達する見込みである

ことから400万円を追加補正するものです。

また、3目細目5観光振興経費については、亶理町観光協会への補助金について、新型コロナウイルス感染症の関係から事業を縮小したわたりふるさと夏まつりや海水浴場の実績により474万9,000円を減額補正するもののほか、わたり温泉島の海の経年劣化に伴う各種修繕料に充てるための繰出金として419万円を追加補正するものです。なお、この修繕に係る繰出金については、観光施設整備基金からの繰入金で実施するものです。

続きまして、8款土木費です。8款土木費につきましては、2項3目細目15道路交通安全対策事業費（交通安全対策）、町道浜吉田駅前線に要する事業費について、歳入における国庫補助交付金の確定に伴い220万円を減額補正するほか、45、46ページ、4項2目細目3公共下水道費において、荒浜雨水ポンプ場のポンプ修繕費として5,600万円を公共下水道事業会計に繰り出しするものです。

10款教育費につきましては、47、48ページ、2項1目細目10小学校の施設管理経費及び3項1目細目8中学校の施設管理経費になりますが、燃料費高騰に伴う燃料光熱水費をそれぞれ追加補正するほか、中学校の施設管理経費においては、体育館や校舎等の修繕料として156万3,000円を合わせて追加補正するものです。

続きまして、49、50ページの中段、4項3目細目5文化財保護事業費ですが、民間提案制度で採用した文化財公開活用型システム構築業務に係る委託料になりますが、ドローンや360度カメラを使用し、ホームページ上に町の指定文化財などを新たなコンテンツとして立ち上げ、町全体の観光PRを行うとともに、子どもたちへの奨学学習につなげるもので、600万円を追加補正するものです。

また、5目細目3図書館郷土資料館管理費につきましては、燃料費高騰に伴う燃料光熱水費について174万1,000円を追加補正するものです。

歳出の最後になりますが、51、52ページ、11款災害復旧費につきましては、本年3月に発生した地震により被災した小学校及び中学校施設の災害復旧工事を行うもので、小学校については386万3,000円を、中学校については544万円をそれぞれ追加補正するものです。

以上が歳出予算になります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

11ページ、12ページをお開き願います。

初めに、10款1項1目1節細節3震災復興特別交付税ですが、国庫補助事業で実施する、歳出2款総務費でご説明しましたブルーツーリズム推進支援事業費の補助裏分に震災復興特別交付税が充てられることから1,840万円を追加補正するものです。

14款国庫支出金につきましては、初めに1項1目民生費国庫負担金ですが、歳出における児童福祉費及び社会福祉費の増額に伴い、1節細節13障害児施設給付費負担金2,596万8,000円、2節細節7障害福祉サービス費等負担金1,609万円をそれぞれ追加補正するほか、4目2節細節1公立学校施設災害復旧費負担金として443万8,000円を追加補正するものです。

続いて、2項国庫補助金ですが、9目2節細節21新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7,919万5,000円を追加補正するほか、細節25ブルーツーリズム推進支援事業費補助金として7,360万円を追加補正するものが主なものになります。

続いて、15款県支出金です。

13ページ、14ページをご覧ください。

15款県支出金につきましては、初めに1項県負担金になりますが、国庫支出金と同様に児童福祉費及び社会福祉費の増加に伴う県負担分として、1目1節細節12障害児施設給付費負担金1,298万4,000円、2節細節15障害福祉サービス費等負担金として804万5,000円を追加補正するほか、2項県補助金として、6款農林水産業費でご説明した吉田東部2期地区内での石礫の除去に要する経費の財源として、4目1節細節19被災農地再生支援事業補助金220万円を追加補正するものが主なものでございます。

続きまして、17款寄附金になりますが、総額で1,044万6,000円を追加補正するもので、初めに一般寄附金として、すみれ歌謡友好会様、わたり創生会様、サントピアテニスパーク様、次のページに移りまして、上野株式会社様、株式会社渡辺工務店様から総額44万6,000円のご寄附を頂いたほか、企業版ふるさと納税として文化財公開活用型システム構築業務に対し、ランドワーク株式会社様から1,000万円のご寄附を頂いたことから追加補正するものです。

続いて、18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として、1項1目財政調整基金繰入金3億607万7,000円を減額補正するほか、9目1節観光施設整備

基金から419万円を、13目1節農業振興基金から220万円を繰入れするものです。

また、2項他会計繰入金として、1目1節細節1工業用地等造成事業特別会計からの繰入金3億2,929万6,000円を追加補正するものです。

20款諸収入につきましては、17、18ページにかけてになりますが、4項1目雑入において、10節細節15多面的機能支払交付金返還金として556万7,000円、細節99その他として亙理名取地方農業共済組合からの補助金返還金779万8,000円を追加補正するものです。

また、23節細節6後期高齢者医療広域連合医療給付費市町村負担金返還金として、令和3年度分の精算に伴う返還金1,609万7,000円を追加補正するものが主なものでございます。

最後に、21款町債になりますが、今回の補正につきましては、全て3月に発生した地震の災害復旧に係るものになりますが、初めに1項7目1節農業施設災害復旧費事業債としまして、9月補正で予算計上した農業用幹線排水路災害復旧事業への起債が認められたことから620万円を追加補正するものです。

次に、5節細節1公立学校施設災害復旧事業債につきましては、歳出11款でご説明しました被災小中学校の災害復旧に充てるため210万円を計上するものです。

6節細節2公共施設等復旧事業債につきましては、6月補正で予算計上した中央公民館の受水槽改修、吉田体育館の渡り廊下改修、亙理駅東の広場改修について、災害復旧事業としての起債が認められたことから1,920万円を追加補正するものです。

以上が歳入補正予算の主な内容となります。

続きまして、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正をご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正につきましては、追加として6件、総額3億6,296万9,000円の限度額設定を行うもので、来年度予定している調査警備業務及び清掃業務、パソコン及びサーバー等整備事業、放課後児童クラブ運営業務委託については、契約事務など準備に時間を要するため、それぞれ今年度から動き出すための債務負担行為を設定するほか、逢隈児童館運営業務委託、B&G海洋センター艇庫運営業務委託の2件につきましては、それぞれの指定管理業務委託について、令和4年度から令和7年度、また令和4年度から令和9年度までの限度額を設定

するものです。

最後に、6ページ、第3表地方債補正になりますが、先ほど歳入の21款町債でもご説明しましたとおり、公立学校施設災害復旧事業債210万円、公共施設等復旧事業債1,920万円を追加するほか、変更として、農業施設災害復旧事業債について借入れ限度額を1,200万円に変更するものです。なお、その他の起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と同じとなっております。

以上で議案第70号 亘理町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、小野一雄議員。

1番（小野一雄議員） 歳出の32ページです。民生費の一番上、細目8ですか、障害児福祉事業経費について5,193万7,000円と、こういう支出があるわけですが、この経費のまず対象人員といいますか、亘理町内の対象となる人員の数と、それから施設の給付のサービス内容ですね、いろいろ収入の関係で県とか国からのあれがありますけれども、どのようなサービス内容なのか、その辺を教えていただきたいなと思います。

議長（佐藤 實議長） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘課長） まず、サービス内容でございますが、こちらについては児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業となります。児童発達支援事業につきましては、未就学児が対象となる事業でございます。放課後等児童デイサービスにつきましては、就学児から18歳までが対象となる事業となります。

対象児童につきましては、いろいろ、障害者手帳を持っている方には限りませんので、児童発達障害をお持ちの方になりますので、医師の診断があればこれらのサービスが受けられるというようなことになりますので、正確な対象者というものは把握できていない状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1番（小野一雄議員） 正確な人員を把握しないで、よく予算化できるのかなと、ちょっと私なりの疑問があります。

それと、もう一つは、施設給付ということで、こういった施設に対する給付はあ

るのかどうか、その辺。人数はおおよそでいいから、例えば該当する人員は何人ぐらいを見積もってここに計上しているんだというような答弁を欲しいなと思います。

議長（佐藤 實議長） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘課長） 予算編成につきましては、過去の実績に基づきまして、伸び率等で予算計上、編成をしております。これは去年の人数になりますが、児童発達支援を受けていた児童につきましては23名で、放課後等デイサービスを利用していた方につきましては50名という実績があります。これらの過去の実績を基に、今回の予算編成を行っているというようなところがございます。伸び率を出して予算編成を行っているというところがございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） そうしますと、トータル、人員で申し上げますと23名と50名の人数に対する給付費なんだと。施設関係の、例えば修理とか云々は入っていないということでもいいんですか。

議長（佐藤 實議長） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘課長） こちらについては、サービスを提供した事業所に対する給付というようなことです。サービスの対価というようなことになりますので、施設整備とか、そちらの保全とか補修とかというところではございません。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。14番、佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） 2点ほど。42ページ、6款1項6目17の圃場整備推進対策経費、被災農地再生支援事業補助金、説明では吉田東部2期の畑地への石礫が混入したというふうにあります。搬入土のチェックはしなかったのかどうか。そして、混入した理由は何なのか。そして、補助金はどこに出すのか。まずお願いいたします。

それと、もう一点、48ページ、教育振興事務費補助金の各種大会等参加助成金、何の大会の参加助成になるのかお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） こちらに関しましては、復興事業で行いました圃場整備事業でございますが、最後に整備したところが吉田東部2期でございます、議

員もご承知のとおり、そこの創設農用地、そして創設非農用地を、これまでも参入していただく企業をこちらで模索していったところなのですが、復興事業が終わったのが令和4年度までで、それまでの、こういう徐礫作業、また土の不具合とかに関しましては、これまでどおり事業実施体だった県で補完工事で対応していたものが現実でございます。

そして、今回の創設農地の畑地に関しましては、一昨年度末に契約を行って、おかげさまで企業のほうで参入していただいた経緯がございますので、耕作したのが今年度からということになりまして、県にもご相談申し上げたんですが、どうしても復興交付金事業で県では対応できないというようなことで、今般このような今回の補正予算の提出となったわけでございます。

土質のチェックなんですけど、あくまでも県で事業は実施したわけなんですけど、完成引渡しの際は基本どおりの、土の全て入替えを行って、表土も全て確認して、終わったということなんですけど、何せ全体で、ご存じのとおり40ヘクタールを超える圃場でございますので、今般作付した箇所にもどうしても瓦礫等がところどころ入ってしまっていて、支障が生じたというご相談を受けて、今般出したわけでございます。ですので、チェック体制に対しては、引渡しの際に県でチェックは行っていますので、町がというよりは県でそういうチェックは引渡しの際に完成検査を受けて、行っております。

なお、その混入している理由といたしますか、しているものは、やっぱり風や雨なんかでどうしても覆った表土が幾らか飛んで、どうしても元の震災後の土のほうまで、やっぱりその作物によっては、土を入替えした以上に農作業で掘った際に、どうしても機械が引っかかるというような不具合ですので、震災のときの瓦礫とご理解いただきたいと思っております。

そして、補助金の交付先でございますが、先ほどから申しているとおり、今般、畑地の46ヘクタールのほうに参入いただいた茨城の農業生産法人でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 各種大会等参加助成金でございますけれども、今回38万2,000円計上させていただいております。当初予算で150万円計上しておりましたが、こちら各中学校の部活動におきまして、県大会以上に出場する生徒、チーム

が多数今回ございまして、補助金が不足したのから計上したものでございます。
以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 石礫の除去は、業者に補助するんだということですが、石礫除去はトラクターにストーンクラッシャーというか、そういうものを取り付けて破碎することが有効だというふうにありますけれども、面積なんかはどのぐらいなのか、そして方法はどんな方法なのかお伺いします。

また、県大会出場ということでございますが、新聞等に前にありましたように、全生徒から徴収して、これまで参加負担とかはあったと思うんですけども、その辺はなかったのかどうか。そして今後、町ではこういうものは町費で全部計上していくのかどうか。再度確認いたします。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 瓦礫の内容なんですけど、先ほどご説明しましたが、震災時のときの瓦礫でございます。ですので、機械等で破碎できるようなものではございませんで、石ですとかコンクリート、そういうものでございますので、作業をしている最中に、生産法人の方には大分迷惑をかけているんですけど、作業中にどうしても機械にがっとなった場合に、機械を止めてもらって、その都度ご自身で手で徐礫していただくという手作業をお願いしているところでございます。

そして、面積でございますが、本年度サツマイモを作付しました46ヘクタールのうち、今般14ヘクタールの分で今回は予算計上させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 部活動の負担金なんですけれども、今年度に関しては1人当たり330円、県に支払いしております。そのうち300円が保護者から徴収しているという内容になります。

来年度以降については、ちょっとこれから、県からも情報が示されると思いますので、今の段階ではちょっと検討中という形になるかと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。10番、木村 満議員。

10番（木村 満議員） 5ページの債務負担行為についてなんですけれども、こちら放課

後児童クラブからB & Gまで3件、指定管理なんですけれども、こちら放課後児童クラブは1年にすると1,600万円、逢隈児童クラブが4,100万円、B & Gが2,400万円、それぞれ年間の委託料になっております。それぞれの費用の算出内訳についてお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 費用の算出内訳でございますが、まず逢隈児童館につきましては、年間にしますと、ただいまおっしゃられたとおり4,170万円ほどでございます、3,700万円から3,800万円が人件費でございます。残りが施設の維持管理あるいは運営経費というような形になります。

それと、もう一つ、放課後児童クラブの互理児童クラブ分室につきましては、これからプロポーザルを行う関係で、詳しくは申し上げられないんですけれども、おおよそ6割ぐらいが人件費で、残りが施設の維持管理、あと運営経費というような想定で考えております。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） B & G海洋センターの艇庫の関係でございますけれども、2,400万円のうち、おおよそ人件費につきましては2,200万円ほどになります。そのほかに、事務費、あと管理費、事業費ということで、算出根拠はその3点、全部で人件費、事務費、管理費、事業費ということになります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） B & Gなんですけれども、先ほどの議案で、常時3人ということでしたね、配置計画が。常時3人で人件費が、今お話聞くと2,200万円ということなので、常時3人保つために3人以上雇用するんだろうなというのは、この金額からいくと想像がつくところではあるんですけれども、これは常時3人いなかった場合というものは、この人件費の支払いというものは実績に応じた金額にみなして、それで支払われると考えていてよろしいんですか。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 人件費の減額も考えられますけれども、基本的には3人以上ということで、うちのほうでは仕様書にうたうつもりでおりますので、もしそれを守らない場合であれば、指定管理の解除ということも考えられます。

以上です。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。9番、佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 38ページの上段の備品購入費、屈折検査機器購入費154万円なんですけれども、3点をお尋ねいたします。

まず、乳幼児の弱視検査を町で今回この機器を購入して実施する背景、動機というふうなことについて、まず1点。

それと、2つ目なんですけど、検査対象の乳幼児がどれくらいいて、そのうち弱視者数というものはどれくらいの範囲で発見するものなのかということです。

それと3つ目は、検査機器の操作についての資格要件等は、検査機器の操作ですね、この屈折の資格要件とかそういったものはあるのかどうかということの3つです。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 屈折機器の、まず導入の背景ですが、屈折機器につきましては、もう何年も前から紹介はされておりました。今現在の検査体制、ランドルト環というものを使っているだけでは1次のスクリーニング検査において精度が上がらないというのが背景で、屈折機器についてはもう何年か前から紹介はされておりました。今年に入りまして、国から半額補助が出るということで、周辺の市町村も同じなのですが、購入の契機になったということになります。

対象者につきましては、3歳6か月健診の対象になりますので、約220名ぐらいと、年間です。そのうち、弱視の判定につきましては、屈折機器を用いたとしても、最終的な弱視の判定というものは、その場ではできないんですね。あくまでも1次スクリーニングの検査の精度を上げるための機器ですので、目に異常があるという判断をして、そこから病院で最終判断になるというような状況になります。ただ、一般的に言われていることは、1,000人に2人程度いるのではないかとされています。

屈折機器の操作資格の有無でございますが、資格については必要ありません。ただし、出た結果についての最終的な総合的な判断については医師になります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） それでは次に、20ページの下段の委員報酬、亘理町いじめ問題再

調査委員会50万円なのですが、これは過般、亶理町いじめ問題対策臨時委員会から令和4年8月30日付で亶理町立中学校における生徒の自死事案に関する調査報告が出されております。重大事態の調査というふうな報告書ではありますが、町長は再調査委員会の設置を判断されております。

そこで質問なんですけれども、この再調査委員会は臨時委員会の3年にわたる調査結果について再調査を行うことになるわけですが、調査、審議、報告書作成までの想定期間をどれくらいとお考えなのか、まずお願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） これに関しましては、できれば令和5年度末頃までに行いたいという、私たちはそう考えておりますけれども、あくまでもこれは第三者委員会といたしますか、新しく設置される委員会の中での話合いになりますので、そちらで判断されることだと私は思います。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 最後なんでございますが、町長から9月定例会初日に要望書の提出があり、再調査委員会の設置の判断を行ったというふうな冒頭での報告がございました。再調査は大変重い判断になるわけでございます。

そこでお聞きしますが、文部省から平成29年3月16日付で、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが発出されております。通達ですね。この中に、再調査についての判断、基準というようなものが示されております。重大事態調査が不十分で再調査を行う必要があると考えられる場合として4項目示されているわけであります。

1つが、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、または新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、これが1つ目です。2つ目、事前に被害者、保護者と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、これが2つ目です。3つ目、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、これが3つ目です。4つ目、調査委員の人选の公平性、中立性について疑義がある場合と。この4つの判断基準に沿って判断をすべきというふうな通達が発出されておりますが、町長はこれらの場合に準拠して再調査委員会を設置するというようなご判断をなされたわけですね。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そのようなことになります。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番、鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） まず、私も38ページの屈折検査機器購入費で質疑させていただきます。

まず、今お話を聞いて、何年も前から聞いていたという課長のお話でしたけれども、何年も前から聞いていて、なぜ今回なのか。これは非常に大事なことだと私は思っているんですね。この屈折検査は実施はいつからされるのか。そしてまた、この周知というものをいつ、どのような形でされるのか。その件伺います。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 先ほどお答えさせていただいたとは思いましたが、今年度に国で屈折検査機器の購入に対して半額の補助が出ますというようなことがありましたので、踏み切らせていただきました。今回の検査機器導入につきまして、実施につきましては、本格稼働を令和5年の4月から考えております。

周知につきましては、今後随時、何かの形でさせていただきたいと思いますが、ホームページや広報、もしくは健診につきましては母子が来ますので、お母様に必ず何かの形で、前の2歳6か月健診だったり、そういったところで来ますので、必ずそういったところで、手渡しで何かの形で周知はさせていただきたいと思っています。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 私は6月、一般質問でこれを質問させていただいたわけですが、この機器154万円、どのような機器を購入するのか。これは金額150万円となっているものは、専用プリンターも含めてなのかどうなのか。その件伺います。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議員のおっしゃるとおり、附属品、専用のプリンターであったり、それに付随するソフトであったり、そういったものも含めましての金額になります。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 要するに、ソフトもと言いましたが、先ほど、総合的判断は医師

と、それは分かりますけれども、そうなりますと、例えば眼科医にW i - F i 接続をして、その印刷やデータの転送というものを可能にできるようにするのかどうか。その件伺います。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 最終的な眼科医の判断につきましては、こちらから紹介状なりそういったものを出すことになりますので、印刷物になります。W i - F i で飛ばすとか、そういったことではありません。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番、鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 22ページの公民連携推進事業について伺います。工事請負費で多言語対応案内看板設置工事ということでありまして、これは何か国語で、どういう看板なのか。そして、これは避難誘導等も含まれているような看板なのか。その内容を教えてください。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 多言語対応の案内看板の内容につきましては、まず日本語で、あとは英語、中国語の繁体、大陸ではなくて、簡体語と繁体語と中国ではあるわけですが、繁体語の表示というようなことで、簡単な看板になります。こちらは駐車場ですというような簡単な看板。避難誘導等の看板等は想定はしておりません。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和4年度互理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和4年度互理町一

般会計補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第71号 令和4年度亶理町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第18、議案第71号 令和4年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） それでは、議案第71号 令和4年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和4年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

令和4年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,959万円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正は、1款の総務費、6款の保健事業費、9款の諸支出金になります。1款の総務費及び6款の保健事業費につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正になります。1款の総務費で395万1,000円を減額、6款の保健事業費で4万1,000円の追加補正になります。

続きまして、9款の諸支出金につきましては、9款1項4目及び9款1項6目の返還金ですが、令和3年度分の実績精算の結果、特別交付金及び13ページの記載になりますが、災害臨時特例補助金に返還が生じたので、それぞれ12万7,000円、5,000円を追加補正するものになります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正は、6款の繰入金、7款の繰越金及び8款の諸収入になります。

初めに、6款1項1目のその他一般会計繰入金ですが、歳出でご説明いたしました総務費の人件費395万1,000円の減額に伴い減額補正するものになります。

続きまして、6款2項1目の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算についての財源調整をするため81万円を減額補正するものでございます。

続きまして、7款1項2目のその他繰越金、前年度からの繰越額の確定に伴い98万3,000円を追加補正するものです。

最後に、8款4項3目の一般被保険者返納金になりますが、予算総額に増減はありませんが、過年度分はいわゆる滞納繰越分の確定に伴いまして、予算上分離して管理するため、必要額23万4,000円を補正するものになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第72号 令和4年度亙理町介護保険特別会計補正予算
（第3号）

議長（佐藤 實議長） 日程第19、議案第72号 令和4年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局から提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） それでは、議案第72号についてご説明申し上げますので、別冊の令和4年度互理町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第72号 令和4年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,364万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。

補正内容について、主なものをご説明いたします。

今回の補正につきましては、初めに1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動等の職員人件費として274万2,000円を増額補正するほか、1款3項1目認定調査費につきましても、会計年度任用職員の任用の変更等により職員人件費として166万5,000円を減額補正するものでございます。

14ページ、15ページに移りまして、5款1項1目基金積立金において、歳入歳出差引きにより歳入超過となることから、調整のため介護給付費準備基金積立金として222万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたしますので、お戻りいただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、3款2項国庫補助金についてですが、4目2節介護保険災害臨時特例補助金につきましては、原発による避難指示等対象区域からの転入者に係る介護保険料及び介護サービス料等の減免措置分として22万9,000円が交付されることから、この分を追加補正するものでございます。

次に、6目1節保険者機能強化推進交付金及び7目1節の保険者努力支援交付金につきましては、これは各自治体が行う自立支援、重度化防止の取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じて財政的インセンティブとして交付されるものでございますが、交付額が決定したことから、保険者機能推進交付金について

は66万1,000円、保険者努力支援交付金については134万9,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

また、8款繰入金につきましては、10ページ、11ページ目になりますが、人件費の増額などに伴い、1項4目事務費繰入金において107万7,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和4年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和4年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實議長） 日程第20、議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,637万円とするものでございます。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3わたり温泉鳥の海管理費につきましては、経年劣化に伴い、空調用チラーユニットの修繕をはじめ、1階空調機械室内の空調機加湿エレメント交換とチャンバー内張り補修、5階機械室内の浴室掛湯系補給水ユニット及び調温用温水配管の修繕、また東側浴場のタイル破損の修繕を行うほか、営業開始から14年が経過し、各設備等の機能低下や故障による予期せぬ緊急修繕の頻度が増えていることから、修繕料に不足が生じることが見込まれるため、これらを合わせまして修繕料として419万円を追加補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページ、お開き願います。

歳入につきましては、今回の歳出補正予算の財源としまして、4款2項1目一般会計繰入金において、歳出補正予算と同額の419万円を追加補正するものでございます。なお、今回の一般会計からの繰入金の財源としまして、施設の修繕に係るものであることから、観光施設整備基金からの繰入れで対応しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 今の説明で、経年劣化でいろいろ損傷がきたしていると、そういうような説明だったんですけども、これは足場なんかを組んでやるんですかね。もし足場を組むのであれば、私も好きでよく温泉に入りに行くんですけども、大分、最近、天井を見るとカビが結構はえてきている。そういったことの対応というものは、この修繕では考えていないんですか。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） まず、今回の修繕等については、特に足場を組んでまでやるようなものでは今のところないものでございまして、あとは浴場の天井のカビについては、今のところそれを除去したりとかということは、予定としてはありません。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） お風呂に入る人、よく天井を見るんですよ。天井を見て、大分本当に年数がたったなということは感じるんですけども、最近本当にカビが増えてきています。そういったことも踏まえて、今後検討してみてください。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 営業開始から14年経過しておりますので、いろいろ不具合、あとは汚れなんかも出てきておりますので、そちらについては指定管理者の佐勘様と協議しながら対応していきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時10分とします。休憩。

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、会議が始まる前に、13番、澤井俊一議員、15番、鈴木高行議員から早退の申出がありましたので、これを許可しております。

日程第21 議案第74号 令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實議長） 日程第21、議案第74号 令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第74号 令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊でお配りの補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第74号 令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳出予算それぞれ3億2,929万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億371万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、議案第66号で説明いたしましたとおり、日本ホイスト株式会社へ亶理中央地区工業団地の一部を売払いできる見込みとなったことなどから、売払いに係る歳入予算と、そのことに伴う歳出予算などの補正を行うものでございます。

初めに、歳入から説明いたしますので、8ページ、9ページ、お開き願います。

2款1項1目1節土地売払収入において、日本ホイスト株式会社への土地売払いに伴い3億2,883万1,000円を追加補正するもののほか、繰越金の確定により、3款1項1目繰越金において46万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、歳出予算について説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3工業用地等造成事業費において、歳入予算で説明いたしました土地売払収入3億2,883万1,000円と繰越金46万5,000円を合わせた3億2,929万

6,000円を繰出金として一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第75号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第22、議案第75号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 議案第75号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、予算第3条に定めた収益的収入について、荒浜雨水ポンプ場の5号ポンプが故障したため、緊急に修繕工事が必要になったことにより雨水事業費が増加するため、一般会計負担金を5,600万円増額するもののほか、予算第4条に定めた資本的収入について、国庫補助金の交付決定額の減少により、

企業債及び国庫補助金をそれぞれ減額するものです。

なお、荒浜雨水ポンプ場の5号ポンプ修繕に係る費用5,600万円につきましては、予算第4条に定めた資本的支出において、国庫補助金の交付決定額減少により未執行となる建設改良費で補填し、執行したいと考えております。

議案第75号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項営業収益5億5,803万1,000円に5,600万円を増額し、6億1,403万1,000円として、下水道事業収益の総額を13億815万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項企業債5億650万円を2,640万円減額し、4億8,010万円とします。

第2項補助金2億6,943万4,176円を減額し、2億2,767万円として、資本的収入の総額を7億2,134万4,000円とするものです。

2ページ、3ページをお開き願います。

収益的収入。1款1項2目他会計負担金5,600万円の増額につきましては、荒浜雨水ポンプ場の5号ポンプ故障により修繕工事が必要となったことにより雨水事業費が増加するため、一般会計負担金を増額するものです。

資本的収入。1款1項1目企業債2,640万円の減額につきましては、国庫補助金の交付決定額の減少により工事の執行額も減少するため、企業債についても減額するものです。

1款2項1目国庫補助金4,176万円の減額につきましても、国庫補助金の交付決定額の減少によるものです。

以上で議案第75号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和4年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 令和4年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度亙理町一般会計補正予算（第5号））

議長（佐藤 實議長） 日程第23、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案書の86ページをご覧ください。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年9月30日、令和4年度亙理町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものです。

隣のページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和4年度亙理町一般会計補正予算（第5号）については、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保において補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

内容につきましては、別冊でお配りの一般会計補正予算書（第5号）でご説明いたしますので、補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和4年度亘理町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度亘理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,678万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億299万3,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、専決処分理由でも触れましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、オミクロン株に対応したワクチン接種を早急に実施するため、ワクチン接種体制確保経費及び接種対策経費について予算編成したものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費及び細目11新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチンの接種に要する準備経費及び接種委託料等を予算計上するもので、接種体制確保経費につきましては4,056万5,000円を、接種対策費につきましては5,621万6,000円をそれぞれ追加補正するものです。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページにお戻り願います。

歳入につきましては、ただいまご説明した歳出におけるオミクロン株対応のワクチン接種に係る10分の10の国庫補助金になりますが、14款1項2目1節細節4新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として5,621万6,000円を、2項2目1節細節13新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として4,056万5,000円をそれぞれ追加補正するものです。

以上で承認第9号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認されました。

日程第24 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度亶理町一般会計補正予算（第6号））

議長（佐藤 實議長） 日程第24、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案書は88ページをご覧ください。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年11月1日、令和4年度亶理町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものです。

隣の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和4年度亶理町一般会計補正予算（第6号）については、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金事業の迅速な給付に対応するため、補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

内容につきましては、こちらも別冊でお配りの一般会計補正予算書（第6号）で

ご説明いたしますので、ご準備の上、1ページをお開き願います。

令和4年度亘理町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度亘理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億5,107万2,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、こちらも専決処分理由にありましたとおり、電力、ガス、食料品等の高騰を踏まえ、特に家計に負担の大きい低所得世帯の生活を早急に支援するため、その支援金の早期給付に向け必要となる事業費を予算編成したものです。

それでは、歳出予算からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3款1項1目細目3社会福祉事務経費につきましては、ただいまお話ししましたとおり、今般の燃料費及び物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対し、生活の安定に資するため、1世帯当たり5万円の給付を行うもので、価格高騰緊急支援に係る臨時特別給付金1億4,500万円を予算計上するほか、事務費として委託料や手数料等を合わせて総額1億4,807万9,000円を追加補正するものです。

続いて、前のページ、8ページ、9ページに戻りまして、歳入予算となりますが、14款国庫支出金2項1目1節細節19臨時特別給付金事業費補助金として1億4,500万円、そして細目20臨時特別給付金事務費補助金として307万9,000円を追加補正するものです。

以上で承認第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認されました。

日程第25 報告第11号 専決処分の報告について

議長（佐藤 實議長） 日程第25、報告第11号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 報告第11号 専決処分の報告についてをご説明いたしますので、議案書の90ページをご覧ください。

報告第11号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）です。

今回の専決処分につきましては、令和4年9月14日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の91ページをご覧ください。

専決処分書になりますが、令和4年4月14日に亙理町逢隈高野字柴北地内で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により、町の義務に属する損害賠償が1件につき120万円を超えない範囲内であることから専決処分としたものでございます。

概要につきましては、次の92ページの別紙、和解及び損害賠償の額についてをご覧ください。

- 1、和解の相手方は、亙理町字館南にお住まいの記載氏名の方になります。
- 2、和解の内容につきましては、（1）亙理町は、本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に対し、金98万6,789円を支払うものです。

事故の状況といたしましては、本年4月14日午後1時30分頃、本町職員が公用車により県道10号塩釜亙理線を荒浜方面に向かい走行中、ドラッグストアモリ付近において前方信号が青で流れがスムーズだったことから油断し、助手席に置いた

書類を見ようと前方から視線を外したところ、停止していた前の車両に追突してしまつたものでございます。

なお、今回の事故につきましては、停車中の前方車両に後ろから追突したものであり、公用車側の過失割合が100%ということで、相手方に対しては既に賠償金98万6,789円が支払われております。

(2)です。相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てないことを双方共に確約するものです。

以上で報告第11号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第11号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第26 議発第2号 亘理町議会の個人情報の保護に関する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第26、議発第2号 亘理町議会の個人情報の保護に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 提案者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、結城喜和議員、登壇。

〔議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（結城喜和委員長） 議発第2号

令和4年12月5日

亘理町議会議長 佐藤 實殿

提出者 亘理町議会運営委員会委員長 結城喜和

副委員長 佐藤正司

亘理町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亘理町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出理由といたしまして、社会のデジタル化への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法により、個人情報の保護

に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正されました。従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれの法令、条例に定められていましたが、これらが個人情報保護法に統合され、かつ国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。

これにより、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会には適用対象外とされたことから、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の個人情報保護条例を新たに制定するものであります。

本条例については、提案理由で説明したとおり、個人情報の保護に関する法律の改正により、議会が法の適用外となることから、議会独自に制定するものであります。

なお、第6章、罰則規定につきましては、仙台地方検察庁との事前協議を11月22日に終了しております。

それでは、条例について説明いたします。

本条例は6章で構成されております。

第1章は総則で、第1条は個人情報の適正な取扱いに関し、必要事項、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止など、議会の事務の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益保護を目的と定め、第2条は個人情報の定義を、第3条は議会の責務を定めております。

第2章は個人情報の取扱いについて、第4条から第16条において、個人情報の保有の制限と利用目的の特定、利用目的、第5条は利用目的の明示、第6条では不適正な利用の禁止、第7条で適正な使途、第8条で正確性の確保を定め、第9条は安全管理措置を、第10条は従事者の責務、第11条、漏えい等の通知等、第12条は利用及び提供の制限を第1号から第4号で定めています。

第13条は保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、第14条は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務を明記し、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めております。

第3章は個人情報ファイルとして、第17条は個人情報ファイル簿の作成と公表に関し第1号から第9号まで明記しております。

第4章は開示、訂正及び利用停止等として第1節から第4節で構成しており、第

1 節は開示について第18条から第30条まで定めており、第18条は開示請求権を、第19条は開示請求の手続を、第20条は保有個人情報の開示義務を、第21条では部分開示、第22条は裁量的開示について、第23条は保有個人情報の存否に関する情報、第24条は開示請求に対する措置を、第25条は開示決定等の期限を30日以内と定め、議長は事務処理上、困難その他正当な理由があるときは期間を30日間延長することを定め、第26条は開示決定後の期限の特例として、情報が大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に支障が生ずる場合は、前条の規定にかかわらず、議長は当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報は相当の期間内、開示決定することが可能とし、この場合、開示請求者に対し書面により通知する旨を定め、第27条は第三者に対する意見書提出機会付与等を、第28条は開示の実施方法、第29条はほかの法令による開示の実施と調整、第30条では開示請求の手数料は無料とし、文書または図面の写し等供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担すると定めております。

第2節は訂正について第31条から第37条で構成しており、第31条は訂正請求権、第32条は訂正請求の手続を、第33条は保有個人情報の訂正義務、第34条で訂正請求に対する措置、第35条は訂正決定等期限、第36条は訂正決定等の期限の特例を、第37条は保有個人情報の提供先への通知を定めております。

第3節は利用停止について第38条から第43条で構成しており、第38条は利用停止請求権を、第39条で利用停止請求の手続、第40条は保有個人情報の利用停止の義務、第41条は利用停止請求に対する措置、第42条は利用停止決定等の制限を、利用停止請求のあった日から30日以内にしなければならないとし、議長は事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、期間を30日間延長することができることと定め、第43条は利用停止決定等の期限の特例を定めております。

第4節は審査請求について第44条から第46条で定めております。第44条は審理員による審査手続に関する規定の適用除外を定め、第45条は審査会への諮問を定め、第46条は第三者から審査請求を棄却する場合等における手続を定めております。

第5章は雑則として第47条から第52条まで定めており、第47条は適用除外を、第48条は開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、第49条は個人情報等

の取扱いに関する苦情処理を、第50条は審議会への諮問を、第51条は施行状況の公表を定め、第52条は委任として、実施に必要な事項は議長が定めるとしております。

第6章は罰則として第53条から第57条まで定めており、第53条は罰則規定として、職員もしくは職員であった者、委託を受け業務に従事している者もしくは従事していた者、または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記載された個人ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する規定、第54条は、この業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者に不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、第55条は、職員が職権を乱用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書、図面等を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する規定、第56条は、町の区域外においてもこれらの条の罪を犯した者にも適用する規定、第57条は、偽りその他手段により第24条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する規定であります。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で亶理町議会の個人情報の保護に関する条例についての説明を終了いたします。

議長（佐藤 實議長） 議会運営委員長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議発第2号 亶理町議会の個人情報の保護に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 亶理町議会の個人情報
の保護に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議発第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第27、議発第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及
び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 提案者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、結城
喜和議員、登壇。

〔議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（結城喜和委員長） 議発第3号

令和4年12月5日

亶理町議会議長 佐藤 實殿

提出者 亶理町議会運営委員会委員長 結城喜和

副委員長 佐藤正司

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す
る条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第
1項の規定により提出いたします。

提出理由といたしまして、令和4年8月8日の人事院勧告による一般職の国家公
務員の給与改定に伴い、国の特別職員の給与の額の改定が行われることとなった
ことから、本町の議会においても人事院勧告に準拠し、期末手当の支給率を0.05
月分引き上げるもの。

第1条の規定により、令和4年12月支給分については、100分の162.5を100分の
167.5に改め、令和5年6月以降に支給する期末手当の額は、改正第2条の規定に
より100分の165に定めるものであります。

第1条といたしまして、亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の一部を次のように改正いたします。

第5条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条、亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

報酬の内払いといたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

新旧対照表を後でご覧になってください。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 議会運営委員長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議発第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年12月第21回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

互理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 秀一

署名議員 小野 明子